

府中市雨水浸透施設技術指針

1 目的

この指針は、府中市エコハウス設備設置費助成金交付要綱の規定に基づいて設置する、雨水浸透施設に係わる技術指針を定めることを目的とする。

2 雨水浸透施設の構造

- (1) 雨水浸透施設は、集水機能と透水機能を有する有孔又は多孔性の透水ますで、その周囲を覆う碎石の充填層、碎石充填層の外表面を覆う透水シート、敷砂、連結配管等から構成する。
- (2) 設置状況に応じ、ごみによる目詰まりの防止のために除去フィルター等を設置する。また、浸透施設に、地表上の排水やその他の汚水等が流入しない構造とすること。
- (3) 浸透施設の寸法は、別表1の雨水浸透施設寸法表によるものを標準とする。
- (4) 浸透施設は、別表2の浸透能力を確保できるよう設計する。
- (5) 浸透施設の浸透能力を超える雨水については、下水道課と協議を行い、敷地内の排水設備に排除できるように排水管等を設ける。

3 雨水浸透施設の設置位置

雨水浸透施設の設置位置は、建物の基礎、埋設物、のり面、擁壁等の構造物が、浸透水から悪影響を受けない距離を確保するものとし、原則として、これらの構造物から50cm以上は離すこととする。

また、雨水浸透施設を2基以上設置する場合は、浸透に影響が出ないように配置し、原則として1.5m以上離れた位置に設置すること。

4 雨水浸透施設の施工

雨水浸透施設の施工にあたっては、掘削、転圧、埋戻し等に際し、自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮し、次の点に配慮すること。

- (1) 浸透底面は締固めを行わず、直ちにフィルター層として洗砂を敷きならすこと。洗砂は、手で締固めを行い、機械転圧は行わないこと。
- (2) 充填材は、浸透面の保護と貯留量を多く確保するため、単粒度碎石（2種4号）を使用すること。
- (3) 充填材の投入、埋戻しは、ごみ、土砂等が浸透施設内に混入しないよう行うこと。
- (4) 工事中の排水については、原則として浸透施設を使用しないこと。
- (5) 施工完了後、浸透施設の清掃と浸透の確認を行うこと。

5 雨水浸透施設標準工事費

要綱第5条別表2に規定する「別に定める標準工事費」は、雨水浸透施設に設置される透水ますの大きさごとに定めるものとし、別表2に掲げる額とする。なお、雨水浸透施設技術指針に定める標準の寸法以外の浸透施設を設置する場合は、直近下位の単価を準用する。

付 則

この指針は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

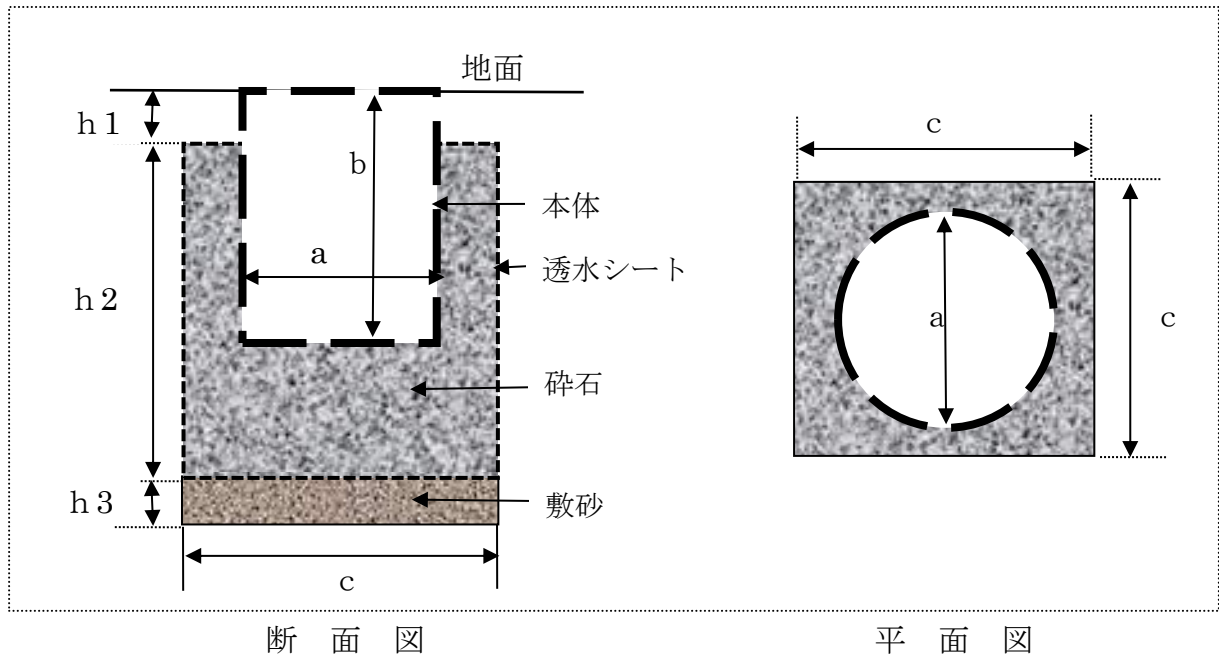
この指針は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 雨水浸透施設寸法表

ますの径 a	ますの高さ b	h 1	h 2	h 3	掘削辺 c
150	400	100	390	25	300
200	400	100	390	25	400
250	500	100	510	30	500
300	500	100	510	30	600
350	600	100	630	35	700
400	600	100	630	35	800
500	800	100	880	50	1000

単位：mm

雨水浸透施設図



別表2 雨水浸透施設の処理能力及び標準工事費単価

形式	ますの径 (mm)	深さ (mm)	単位貯留浸透量 (m ³ /個・hr)	標準工事費 (円/個)
P I	150	400	0.250	26,000
II	200	400	0.332	34,000
III	250	500	0.512	53,000
IV	300	500	0.618	64,000
V	350	600	0.863	90,000
VI	400	600	0.998	104,000
VII	500	800	1.710	178,000

※東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）より